

調書(決定)

事件の表示 平成30年(行ヒ)第458号

決定日 平成31年3月5日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 大阪高等裁判所平成29年(行コ)第221号(平成30年9月7日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成31年3月5日

最高裁判所第三小法廷

別紙

当事者目録

申立人 高槻市

相手方 大阪府

同代表者 大阪府労働委員会

同補助参加人 Z1ユニオン